

移動等円滑化取組計画書（乗合バス車両）

令和 元年 12月 25日

住 所 大阪府高槻市芝生町四丁目3-1

事業者名 高槻市自動車運送事業

代表者名 管理者 西岡 博史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

**(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項**

乗合バス車両について、全車バリアフリー対応となっているが、ノンステップバスの導入率については、現在69%にとどまっている。今後は車両更新にあわせ、ノンステップ化を進めて行き、令和6年度に70%達成を目指す。

また、旅客施設については、駅ターミナルのバス停等、乗降客の多い主要なバス停において、段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの整備は概ね完了しているが、その他のバス停についても、道路管理者等と連携し、設置可能な箇所については、視覚障がい者誘導用ブロックを整備する等、高齢者、障がい者等のニーズに応じ可能な限りバリアフリー化を進めていく。

さらに、駅ターミナル等他の事業者との連携が必要な箇所については、バリアフリー推進協議会を通じて、高槻市とも連携しながら相互に協力し、さらなる高齢者・障がい者等の移動の円滑化に取り組んでいく。

**(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項**

- ① 現在、旅客支援については、高齢者、障がい者等の乗降の介助方法等技術的なものをはじめ、接する際の心構え等に係る研修や、装具等を身に付けてバスに乗車する研修等、

様々なメニューの研修を行い、適切なものとなるよう取り組んでいるところである。  
 しかしながら、高齢者、障がい者のニーズは多様であり、乗務員によって対応が異なる等のご意見をいただくこともあるため、より適切な旅客支援を提供できるよう、研修の手法等を工夫していく。

② 情報提供については、駅ターミナル設置の遠隔放送システムの活用、バスロケーションシステムの導入、バス車内の情報提供用大型ディスプレイの設置、また路線図や時刻表の改良等、わかりやすい案内情報に取り組んでいるところである。あわせて、平成 31 年 1 月にはホームページをリニューアルし、より充実した情報提供を進めている。今後も高齢者、障がい者のさらなる円滑な移動に向けて、更なる情報提供への取り組みを進めていく。

③ 車いすやベビーカーの取扱いの研修や、障がい者が参加する研修等、様々な教育訓練に取り組んでいるところであるが、国土交通省の「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」や「接遇研修プログラム バス編」等を参考に、マニュアルの充実を進める等、より効果的で充実した教育訓練となるよう取り組みを進めていく。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                |
|----------------|---|
| ノンステップバス       | 既存のワンステップバス 2 台をノンステップバスに更新する。<br>(令和 3 年度) |

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策       | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                    |
|-----------|---|
| ICカード乗車体験 | 視覚障がい者、聴覚障がい者の方が、円滑に乗降出来るよう、障がい者団体と協力し、乗車体験を行う。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策           | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)         |
|---------------|--------------------------------------|
| 車内における情報提供の拡充 | より見やすく、わかりやすいものとなるようターミナルの時刻表の更新を行う。 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策        | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                              |
|------------|---|
| 乗務員のスキルアップ | 国土交通省の「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を参考に<br>する等、「接遇マニュアル」の充実に取り組む。 |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

|   |
|---|
| 全乗務員に対し筆談用手帳を配布する。支援措置の推進やP D C Aサイクルの確立に資するため、「バリアフリー推進委員会」を部内に設置する。 |
|---|

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設<br>及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
|                        |         |     |

Ⅴ その他計画に関連する事項

|  |
|--|
|  |
|--|

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。